

企業における知財実務経験者の新たな役割

——大学における知的財産の創造及び活用のために——

阿 部 伸 一*

抄 録 私自身、既に45歳、特許業務も20年を越えたことに改めて驚きを感じています。若いつもりでいられるのは、平均年齢が50歳を越える日本弁理士会の中にいるせいでしょうか。ところで、読者の中には、私と同年代、あるいは更にご経験の長い方々も少なくないでしょう。今更、弁理士資格なんて取る気も無いし、さてさて第二の人生は…なんて考え始めている方々に、是非とも知ってもらいたいことがあります。結論から言いますと、企業における知財実務経験者は、今後引く手数多の状況が到来する可能性が高いです。企業において、知財経験を積み重ねた方々、あるいは研究者の立場や技術・企画部門の立場から知財を経験されて来た方々こそが、大学に必要な人材なのです。企業における知財実務経験者が大学において活躍することこそが産学連携の最大の推進力であり、産学連携が有機的に推進できたときには、企業にとっても大きな力となるはずですが。ただし、それには、現状把握や若干の心構えが必要です。本稿を第二の人生設計に役立てて頂ければ幸いです。

目 次

1. はじめに
2. 背景として
 2. 1 企業における知財部門の変遷
 2. 2 大学における知財の実態
3. 大学における知財推進
 3. 1 研究者による特許情報の活用の必要性
 3. 2 特許情報の活用による効果
 3. 3 必要とする環境（人的サポート）
4. 大学知財推進に必要な知財実務経験者
 4. 1 必要とされる知財実務経験者
 4. 2 求められる9,400人の知財実務経験者
5. 知財実務経験者に必要な条件とは
 5. 1 知財実務経験者が必ずしも成功していない実態
 5. 2 大学において喜ばれるためには
 5. 3 支えてくれる知財ネットの存在
6. 自分に合った活躍の場を探すには
 6. 1 現在の大学ルート
 6. 2 産学官連携推進会議への参加を
7. 番外編
 7. 1 企業人の立場での取り組み

7. 2 知的創造教育の実現
8. 最後に

1. はじめに

2004年6月に行われた第3回産学官連携推進会議「知的財産の戦略的創造・活用」分科会の提言内容から幾つかのフレーズを以下に抜粋します。

①「大学は、企業において知的財産に関する経験が豊富な者及び高度な実務能力を有する弁理士や弁護士を十分活用する。」

②「政府は、弁理士、弁護士、産業界それぞれの関係団体の協力を得て、大学の知的財産活動に参画できる人材に関する情報の充実を図る。」

③「大学は、社会貢献が研究者の責務であることを明確化し、研究者の業績評価において、

* 弁理士 Shinichi ABE

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

優れた知的財産の創造・活用への積極的な取組を高く評価する。」

④「大学は、研究者に対して、重複研究の防止や権利侵害の未然回避、さらには他者の研究成果を踏まえた研究戦略の構築のため、特許情報調査の重要性を周知し、研究の際には先ず、学術情報調査に加え特許情報調査を実施することを奨励する。」

⑤「大学は、特許等知的財産権の取得だけでなく、その活用や権利侵害に対する対策も含めた総合的な取組のあり方について検討を進める。」

ところで、産学官連携推進会議が年1回開催されている事実をご存知でしょうか。2004年は、4,000人以上の参加者が集まりました。また、「知的財産の戦略的創造・活用」分科会は、キヤノン株式会社の御手洗富士夫代表取締役社長、内閣官房知的財産戦略推進事務局の荒井寿光事務局長を主査とした分科会でした。

ただし、非常に残念なことに、同会議の参加者のほとんどは、官、学、団体の立場の人たちであり、産の立場である企業実務者が極めて少ないという現実です。

本稿の内容は、本来その場において皆様にお伝えしたかった私のホンネでもあります。

前記の抜粋文章についての説明は省略しますが、例えば①の文章において、「高度な実務能力を有する弁理士や弁護士」とともに、「企業において知的財産に関する経験が豊富な者」が記載されている点に着目して下さい。

今からわずか10年もさかのほれば、「知財立国」なんて時代が来ることを誰が想像したでしょう。「特許マン」は縁の下の方持ち…なんて、言っていた記憶はありませんか。今になって思えば、他部門からは言ってもらえないものだから、特許マン同士での会話だったような気がします。

2. 背景として

2.1 企業における知財部門の変遷

(1) 今から30年前

ここで、ちょっとだけ、企業における知財部門の役割の変遷を振り返ってみましょう。と言っても「知財」なる言葉がこの世に登場したのは、今から16年ほど前の話で、それ以前は、特許部門か、技術管理部門だったはずですよ。

企業によって異なるでしょうが、約30年前、特許部員は、技術者から発明を聞き出して、せっせと明細書を書いていました。代筆屋とか言われながら。

(2) 大量出願の時代

それから大量出願の時代が来ました。1980年代の後半ぐらいでしょうか…。ちょうどワープロが出現し、過去の出願内容をコピーできるといった影響も見逃せませんが、「改善多項制」なる法律改正の影響で、明細書の枚数も、手書きで作成していたころの明細書とは比較にならないボリュームとなりました。「改善多項制」は、知財経験の短い人には馴染みの薄い言葉でしょうが、一発明一出願の概念を変える法律改正でした。明細書の記載内容の増大は、特許部員どころか、特許庁審査官も手こずらせることになりました。特許事務所だけは、儲かって仕方ない時代だったのかもしれませんが。私は当時企業の特許部員でしたから、推測でしかありませんが、何人かの先輩弁理士の話からそのように感じた記憶があります。私が弁理士となった1989年の話です。

大量出願の時代は、必ずしも悪の時代だったとは言えません。大量出願への対応は、特許部員の代筆屋からの脱却と、技術者自身による発明の開示能力の向上をもたらしました。

特許部員の代筆屋からの脱却は、社内におけ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る特許教育や特許管理能力、ひいては重点的取り組みのための発明評価など、それまでとは異なった役割を担う結果となりました。

一方、技術者による発明の開示能力は、発明の把握能力を前提とします。発明を引き出すのに、特許部員が何時間もかかってヒアリングを行っていた時代と、発明者自らが発明を提案書で提出する時代とを比較すれば、どれだけ発明の顕在化が進んだか容易に想像できます。

ちょっと、話は脱線しますが、海外で通用するサッカー選手が増えた背景は为什么呢。表面上はJリーグでしょうが、基本的にはサッカー人口の拡大が根本的な理由です。すなわち、仮に数百人の子供たちを選抜して英才教育を施しても、今のような状況は決して生まれなかったでしょう。

発明についても同じことが言えます。ある程度の数の発明が揃って始めて優秀な発明をセレクトできるのであって、顕在化していない一つ一つの発明の発掘に多大な労力をかけているのは、優秀な発明を掘り当てるチャンスすら奪ってしまうことになります。

結論として、大量出願の時代を経験することで、特許部員も技術者も飛躍的な能力の向上を遂げただけでなく、すばらしい発明を生み出す環境整備と意識改革を行うことができたのです。

(3) 質の時代の到来

大量出願の時代は、当然のことながら、特に審査遅延という問題を引き起こしました。面白いことに、この審査遅延を問題視したのは、米国でした。米国のプロパテント時代の波が我が国に押し寄せたのです。米国は、日本が、企業と国がぐるになって、米国の特許の権利化を阻止していると考えました。日本の優秀な行政官が米国の力を借りて我が国の問題解決を図ったという噂話もありますが、いずれにしても、迅速な審査を遂行するためには、企業の出願を減

らさなければならない状況になった訳です。

AP60とかAP80、こんな言葉を憶えている方もおられるでしょう。APは、アクションプログラムであり、60とか、80とかは、企業に科された目標公告率。おっと、「公告率」なんて今では死語ですね。今の時代に置き換えれば、目標登録率でしょうか。

この質の時代の到来によって、結果として企業の知財マインドを高めることができました。

具体的には、発明の評価手法を模索するきっかけとなりました。また、発明の評価に欠かさないのが、先行技術調査と、先行技術との比較、発明の優位性の把握能力の向上です。先行技術調査や先行技術からの発明の優位性把握など、知財部門だけでやっている企業は少ないはずで、レベルの差こそあれ、研究者を巻き込んで組織として行っているでしょう。でも、考えてみると自らの発明の把握ができない人が先行技術との比較などできるはずもないはずで、すなわち、大量出願の時代を経て、質の向上を図れる知財マインドが整っていったと考えるべきでしょう。

(4) 権利活用とグローバル展開の時代へ

質の時代とかなり重なりますが、「知的財産は経営資源である」なんて言葉を、各社の経営者が表現し始めました。既に90年代に入っていたはずですが、私も会社員当時、社長の新聞記者への発言に非常に驚いたことを今更ながらに懐かしく思い出します。

権利の活用のためには、特許情報を分析し、知的財産面での他社との優劣比較が求められ、グローバル展開では、当然に事業展開とのリンク、外国の特許情報の分析などが求められるようになってきました。しかも、これら特許情報の分析などについても、必ずしも知財部門単独ではなく、技術部門は当然に、場合によっては経営企画部門などの他部門も巻き込んだ活動と

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なっていることでしょう。

「いやー、自分の会社はそんなレベルではなく、いつも他社特許回避のための設計変更会議ばかりだよ」と言われる方もおられるかもしれませんが。でも、設計変更を検討できるということは、経営を意識して技術部門と連携を取った知財活動を行っている証拠と言えるでしょう。

このように、企業における知財活動は、いろいろな問題を乗り越えながら知財マインドの基盤を固めてきたのであり、それでも今なお、効率的な経営資源の構築を目指して模索しつづけているのが現実でしょう。

2.2 大学における知財の実態

(1) 大学知的財産本部

企業における知財部門の変遷について長々と書きすぎましたが、それには理由があります。

2003年、文部科学省は、大学知財本部構想を打ち出し、現在30以上の大学に知財本部が設置されています。特に文部科学省から認められた34校については、5年の期間にそれなりの結果を求められています。

大学知財本部には、企業が30年かけて作り上げてきた知財管理を5年でやり遂げることが求められています。

すなわち、資金の問題もありますから、数の時代を回避して、一足飛びに質の高い発明の発掘と活用を行うべくスタートしているのです。

何故に、企業における知財部門の変遷について長々と書きたかったか、お分かり頂けるでしょう。ほとんどの企業が30年かけてきた取り組みを、誰が5年というスパンでなし得ることができるでしょうか。大手企業では、何百人という専門集団が日々努力を積み重ねて改革を行ってきたのです。

いくら、環境や時代が違っても、江戸時代の武士をいきなりイラクへ派遣したとしたら、何をどのように対応して良いのか戸惑うに

違いありませんし、仮に見よう見まねで同じようなことを行おうとしても、そんなに簡単に対応できるものではないでしょう。

では、どうやったら、5年で現在の民間企業並みの、しかも各社が積み上げてきた知財管理ができるのでしょうか。

(2) 大学における知財の実態

ここで、少し大学の状況を知ってもらうために事例を紹介しましょう。

大学出願についての費用支出の相談がありました。まずは大学の発明取扱い規定を見せてもらうと、機関帰属も明記されており、何の疑問も感じずにアドバイスを行っていましたが、出願書類を見てびっくり、なんと大学の先生の名前が発明者の欄に記載されているだけで、出願人の欄には大学どころか先生の名前すら見当たらないのです。つまり、大学への機関帰属はされておらず、企業の出願となっていたのです。そんなこと…と思われるかもしれませんが、考えてみると、発明者と出願人の関係って、出願業務を行った経験が無いと難しい問題かもしれません。

また、某大学の先生から、大学知財本部の必要性を最近感じているので是非相談に乗って欲しいとの連絡がありました。どんな状況なのかを聞いてみると、既に数人の教授から特許出願をしたいとの要望を受け始めているとのことで、明細書作成を行う必要があるとのことでした。知財本部では教授に代わって明細書を作成するものだと考えている人が少なくありません。明細書作成を行うのが特許部員だという、企業における30年前の姿と重なりませんか。

(3) 意識の変化と最近のニーズ

ところで、日本弁理士会では、知的財産支援センターという組織を作って大学や中小企業の知財マインド高揚のためのボランティア活動を

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

行っています。例えば、島根県や高知県とは、県知事と協定を結んで、セミナーや相談会の他に、グループ演習を取り入れた知財戦略セミナーを継続的に行っています。また、2004年度には総務省情報通信政策局とともに、全国14箇所においてITベンチャーセミナーを開催しています。

これら支援事業を通じて実感していることは、10年前であれば、企業戦略などのトピック的なテーマが喜ばれましたが、最近では、いたって実務的な内容、例えば、発明のとらえ方、調査の仕方、先行技術との比較の仕方などのテーマが非常に好まれています。更には、グループ演習によって、これら発明のとらえ方などを議論することが活発に行われています。琉球大学にて学生向けに同様のセミナーを開催したことがありましたが、学生だけでなく先生や他大学の学生まで参加があり主催者側が驚いたという経験もあります。

大学では、研究者の立場である先生だけでなく、理工系以外の先生や、学生もこれら実務的なセミナーへの積極的な参加が目立つようになってきています。

また、大学以下の教育機関、高校や小学校まで、知財教育を望む声が出てきていることも知っておいて頂きたい事実です。

(4) 益々拡大する温度差

前記しました「大学における知財の実態」なる内容は、一部の大学関係者が読むと立腹されるかもしれません。そんなところはほんの一部の大学のことでしかない。

確かに、1年と経たない内に、状況が急変していることを、私も肌で感じております。

半年ほど前のことですが、関西の某私立大学に呼ばれて、先生や学生を相手に話をする機会がありました。たいがい冒頭に「弁理士を知っている人は手を挙げてみて下さい」との問いをするのですが、当日はほとんどの人が手を挙げ

てくれました。今日は話しやすいなあと、安堵したのは束の間でした。「学内卒業論文の30条（特許法第30条新規性喪失の例外規定）適用についてですが…」なんて、非常にどぎまぎする質問が、学生の間から次から次へと…。なんてレベルなんだ、って冷や汗の数時間を経験しました。

また、某大学は、2004年4～9月の発明届け出数が246件で、2003年度の1年分を上回ったことを発表しています。これだけの実績を出せるのは、相当のインフラが進んでいるのでしょう。

また、発明相談においても、発明の把握や先行調査、必要データの事前準備が十分にできた先生に遭遇することも決して珍しい現象とは言えなくなってきています。

このように、知財面では大学によって、あるいは同じ大学でも学部やそれぞれの個々の先生によって非常に大きな温度差が生じているのが現状です。

ただ、確かなことは、知財面で進んでいる大学では、やはり企業から多くの知財実務経験者を招き入れているという事実です。

3. 大学における知財推進

3.1 研究者による特許情報の活用必要性

企業における30年以上の歩みを短縮し、数の時代を回避し、質、活用、グローバルの一体的な推進を行うためには、「研究者による特許情報の活用」が如何に重要かは、企業の知財の流れからも明らかでしょう。

そして「研究者による特許情報の活用」で最も大切なポイントは、研究者自らによるものであって、決して第三者任せではいけない点でしょう。

特許調査は、調査結果は確かに目的ではありますが、長い目で見れば、調査結果よりも調査の過程が重要であることは、経験者のみならずける事実ではないでしょうか。

また、他人が作った調査ファイルが役に立ち

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

にくいことは、皆様に対して、あえて説明するまでも無いことでしょう。

例えば、新たな開発にあたって、60年以上も前の古い特許文献を調査し、その中からヒントを得て新しいメカニズムの開発に成功した人がいます。この人は、「新しいアイデアの源は先人の特許やアイデアに存在する」ことを、特許情報を通じて既に体験していたのです。

3.2 特許情報の活用による効果

研究者自らが、特許情報を見ることでどのような効果が出てくるか。特許情報を見るということは、第三者の発明を見ることです。当然に「こんな内容が発明になるんだ」となります。まあ、大概は「こんなものでも特許になるのかね?」という表現が多いでしょうけれど。つまり、自分の研究内容の中から、どの段階、どの切り口でみれば発明が存在するかという「発明の把握能力」がつく訳です。また、他人の発明を見ることで、自己の発明と他人の発明との比較の仕方や、比較した結果としての優位性のポイントも自ら表現できるようになります。更には、他人の発明との相違点を明確にすべく研究の方向の舵取りをする…特許情報を研究者自らが見ることで、ごく自然に…と言えば、かなり無理があるでしょうが、上記のように発明の把握能力、客観的優位性の把握、自己発明のステップアップへのフィードバックとつながります。

更に、自分の研究テーマに関する特許情報を見ることで、どのような企業がどのような製品に利用しているかという情報もつかむことになります。利用できる産業分野、企業が抱えている技術的な問題点、製品開発の方向性といったニーズ情報も知ることができます。

「大学は、産業界を見ていない。」との批判が企業側から出ていますが、大学の先生が特許情報を活用すれば、当然にこのような問題は無く

なる訳です。

3.3 必要とする環境（人的サポート）

独立行政法人の某研究所では、既にパトリスを研究者が自由に使える環境を整えています。また、幾つかの大学でも、特許情報のデータベースを自由に使える環境を整えていますし、今後も益々増えることでしょう。

まずは、大学において調査ツールを整えることは必要不可欠なことでしょう。

では、特許情報を自由に使えるインフラが整えば、研究者による特許情報の活用は日増しに増えて、どんどんその効果は現れるでしょう…なんて考えますか。

ここで、新入社員の特許公報を見た時の第一声を思い出して下さい。「こんなもの読まないといけないんですか。」「日本語とも思えない。」「難しい書き方で、同じような文章が繰り返されているし…」 「図面を見ながら内容理解するには一日かかります。」…とかですよ。

こんな特許公報を、自発的に利用したい人は、ほとんどいないはず。内容を理解するだけで大変なのに、先にあげたような分析、すなわち企業が抱えている技術的課題とか、製品方向とか、そんな情報をとらえるなんて思いもよらないことでしょう。

下手をすれば、特許アレルギーを起こす人もいます。年間40万件以上の特許情報から探し物をする訳ですから、全くの素人がいきなり千の単位の特許情報にトライするかもしれません。熱心であればあるほど、特許アレルギーに陥ることも現実的にはあり得る話です。

結論を言えば、特許情報を調査できるツールを整えることも必要でしょうが、同時に特許情報を活用するための人的サポートが絶対に不可欠であるということです。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

4. 大学知財推進に必要な知財実務経験者

4. 1 必要とされる知財実務経験者

既に、結論に至っていますが、大学において、企業における30年以上の歩みを短縮し、数の時代を回避し、質、活用、グローバルの一体的な推進を行うためには、「研究者による特許情報の活用」が何より大切であり、そのためには研究者が特許情報を活用するための人的サポートが絶対に必要であるということです。

どのようにしたら、特許公報を読めるのか、から始まり、どのような段階で、またはタイミングで特許公報を見るべきなのか、それぞれのニーズに合わせた情報の収集は、等々。そして、どのタイミングで発明を考えたら良いのか、先行技術と比較するにはどのような観点で比較すれば良いのか、発明の優位性はどんな見方でとらえたら良いのか、どんなレベルがあれば優位性があると言えそうなのか、実験レベルで出願しても良いのか、出願するにはどんなデータや情報が必要になるのか、等々。

大学の先生の多くは、研究レベルの程度を除けば、技術部門に配属される新入社員と同じです。知財実務を経験した人であれば、「今度研

究室に配属になる新入社員に特許を教えてください」と言われても、できないと言う人はいないでしょう。ただ、多少不安なのは、実務を離れて数十年という管理職の方でしょう。現状では、その肩書きにより大学からの誘いを受ける可能性が最も高いでしょうが、大学においても管理職の役割はそんなに多くは無いでしょう。しかも、大学においては、企業と異なり、ピラミッド形式の組織ではありませんから、それぞれの研究室、すなわち、個々の先生方に信用されるか否かが非常に重要なキーポイントとなります。すなわち、実務面のサポートができなければ、先生方の信頼を得ることは難しいでしょう。

繰り返しになりますが、求められるのは実務の経験者な訳です。

4. 2 求められる9,400人の知財実務経験者

では、どの程度の人員が必要とされるのでしょうか。

図1をご覧ください。我が国の研究関係従事者の比率です。企業などに属する研究従事者は全体の60%であり、大学に属する研究従事者は33%です。現在の企業における知財関係者は、およそ1.8万人とも言われています。単純に研究従事者に比例した知財関係者が必要であると考え、大学において必要な知財関係者数は、

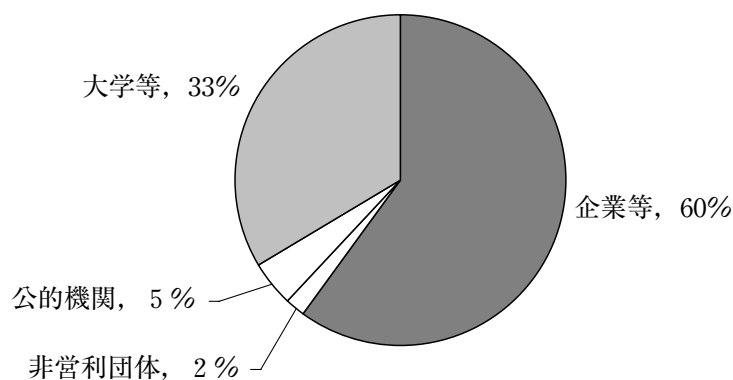


図1 我が国の研究関係従事者の比率

出典：文部科学省 各種統計情報 平成16年度版 科学技術・学術 研究関係従事者数（専門別）

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

9,900人ということになります。

一方、大学の知財関係者は、大学知財本部関係で320人（文部科学省資料2003年4月）TLO関係で180人（経済産業省資料2003年4月）です。すなわち、9,900人から現在の従事者数500人を引いた9,400人が今後大学において求められる人員数という推測もできます。

ところで、皆さんの会社では、30年前と比較して知財関係者の数は減少しているでしょうか。きっと、ほとんどの会社では知財の経営的重要性の高まりとともに増員されていることでしょう。また、図1における公的機関や非営利団体にも当然に大学の動きと同じ動きが活発化することでしょう。これぞ、右肩上がりの期待が持てる、希望あふれる将来ではありませんか。

しかも、そんな遠い将来の話では無いことは既に述べた通りです。国をあげて短期決戦を決意して動いているのが現実です。

5. 知財実務経験者に必要な条件とは

5.1 知財実務経験者が必ずしも成功していない実態

既に多くの企業から知財実務経験者が大学という場に入り込んでいます。しかし、必ずしも皆がハッピーな環境であるとは言えないでしょう。特に早期の段階で大学へ出向かれた方は、大学という特殊な風土に苦しめられている人が多いのは事実です。大学は、それぞれの先生の独立性が高いため、企業のような一つのまとまった組織形態とは異なります。また、分野によっては想像を越えた師弟関係のつながりに驚かされることもあります。

ただ、知財実務経験者が必ずしも成功していないのは、必ずしも大学側の問題だけではありません。企業における肩書きは、企業内で通じるだけです。どんなに立派な肩書きや経歴をお

持ちでも、大学の先生に疎んじられては…結局は何もできないことになってしまいます。

5.2 大学において喜ばれるためには

要するに、喜んでもらえるか否かですが、逆の立場で考えれば明白でしょう。先生が知らないこと、知りたいことをサポートしてあげられるか否かです。

ある大学関係者が「知らないと言えること」という表現を使いました。私もこの表現に同感です。知らないことを知らないと言えないから、見栄を張らないといけないし、分からないものだから、つっこんだ話もできないことになってしまいます。

ただ、「知らない」という言葉を言えるのがどれだけ難しいかです。

某大学の先生との打ち合わせの時でした。先生から「この技術は分かるんですか」と言われたので、「大学の実習で使っていた工具ですから分かります」と答えたら、その先生は一言「そんなレベルですか…」と言ったきり無口になってしまいました。こんなことが少なくはなく、だからあまり語らず、うなずきながら知った振りをせざるを得ない。ただ打開策はある訳で、「この工具のこの箇所がポイントだと認識していますが、この角度にすることでどんな違いが生じるのか、何故にこの角度に至ったかの経緯を教えてくださいたいのですが」と切り出すと、鉛筆を持って説明を始めてくれました。技術は知らないが特許的な見方や考え方は自分の能力を使ってももらえるはずだという信念と、その切り出し方さえ工夫すれば何とかなるものです。一般に大学の先生は、技術あるいは研究に対して純真な方が多いですから、先生が一番話したいことを引き出せば良い訳です。また先生の一番話したいことが、技術的にも一番「みそ」な訳ですから、それがそのまま特許のポイントにも繋がるケースがほとんどです。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

結論的には、「相手が一番話したいことを引き出せる」こと、そのためには、知らないことを知らないと言えた上で熱意を持って対応する心構えが大切だと思います。

5.3 支えてくれる知財ネットの存在

私も元々企業にいました。入社から14年知財一筋でした。外の人から見れば、弁理士で知財経験10年以上、しかも名のある企業、となると、何を聞いても知っているはずだと…勘違いします。大手企業にいればいるほど、分業化されている訳ですし、例えば、私の場合には、弁理士ではあったものの、商標や意匠については全く未経験ですから、細かい質問をされても、正直分からないんですよ。

しかも、知財のことを十分に知らない人は、テリトリーを知らないのので、本当にいろいろなことを平気で聞いてくる訳です。いくら「知らないことは知らないと言う」と言っても、あれもこれも知らないづくしでは…これはやっぱり、まずいですよね。

では、どうすべきか。すぐに教えてもらえる人材、紹介できる人材、これらの人材ルートをどれだけ持っているかが重要だと思っています。

相手にとっては、問題が解決できれば良い訳で、聞く相手が分からないから頼っている訳ですし、必ずしも本人だけの知識・経験を問題にしている訳ではないからです。あの人に聞けば、必ず解決してくれる。これが重要であり、あの人に聞けば、適任者を紹介してくれるということも、その人の経験とリンクした財産な訳です。

すなわち、いつでも力を貸してくれる人材ネットワーク、私はこれを知財ネットと名付けていますが、この知財ネットを大切にしておくことが非常に大切です。特に大学においては、特許の権利の蓄積が目的ではありません。特許の活用となると、営業や資材など、特許分野と全く異なる知財ネットが非常に有効な場面も少な

くありません。営業や資材どころか、大学発ベンチャーなんてことになると、事業計画や財務面の知識も必要となりますから、企画や経理部門の人の経験が必要な場面もあるでしょうし、人事部門なども極めて重要かもしれません。

6. 自分に合った活躍の場を探すには

6.1 現在の大学ルート

現在、大学の知財関係部門へは、特許流通アドバイザー、知財管理アドバイザー、産学連携コーディネータというルートがあります。特許流通アドバイザーは、特許庁の流通事業の一環で行われている制度で、大学関係には現在40名のアドバイザーが派遣されています。知財管理アドバイザーは、ほんのわずかのようですが、産学連携コーディネータは、現在100名以上が大学に派遣されています。なお、この産学連携コーディネータは、文部科学省の支援事業の一環で行われている制度です。

ただし、いずれの制度もある程度の人数が既に揃えられているので、今後定期的な募集は少ないと思います。

しかし、一方大学関係者によれば、適任者を探しているがなかなか見つからないという声もよく聞きます。

従って、個人レベルで出身大学や関係先の大学と、日頃からコンタクトを取られることが重要でしょう。上記で紹介したアドバイザーやコーディネータは、それぞれ横の関係も密接に取られています。また、TLOや知財本部の人たちも相互に情報交換される会合があります。従って、必ずしも出身大学における要望とタイミングや条件が合わなくても、他大学を紹介してくれることもあるでしょう。今後大学においてそれぞれの先生から信頼され、また大学知財の積極的な活用を図るべきキーマンが、棚ぼた式に、待っている姿勢では問題です。自ら足を運

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

んで大学を訪問し、自分の目で大学を知り、自分で自分を売り込むべく活動される姿勢が大切だと思います。

知財部門の人たちは、営業部門どころか、他部門と比べても、活動的に動くことは苦手でしょう。でも、椅子に座って動こうとしない人よりも、研究室に顔を出して歩く人が求められることは言うまでもありません。今までの経験を活かすためにも、是非積極的な行動を期待しています。

6.2 産学官連携推進会議への参加を

積極的に行動を、と言うは易し行は難し…だということは、私自身が十分に理解しています。「こんにちは」と、仕事でも無いのに訪問できれば苦勞はしません。私も正直なところ、できません。知財部門の人が、そんな行動を起こすなんて非常に困難でしょう。

ところで、時期はまだ未定ですが、例年の開催から判断して2005年6月に第4回産学官連携推進会議が国立京都国際会館にて行われるはず。特に大学関係者はかなり集まります。年々参加者は増えていますから、本年も4,000人を下回ることはないでしょう。大学ごとにブース展示もありますし、幾つかのセッションに分かれてパネルディスカッションも行われます。例年土曜日と日曜日で開催されているので、本年もその可能性が高く、休日となると、出張での出席は難しいかもしれませんが、是非参加されることをお勧めします。

出身地の大学や、出身校などのブースをのぞかれるのも面白いでしょうし、知財の世界は狭いですから、意外な人にばったりあうこともあるかもしれません。大学に対する積極的なアプローチが難しくても、こんな場に参加することはできるはず。過去の内容については、内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/cstp/sangakukan/suishin.html>) を参照して下

さい。

7. 番外編

7.1 企業人の立場での取り組み

第3回産学官連携推進会議「知的財産の戦略的創造・活用」分科会の提言内容に「大学担当役員の設置、窓口の明確化」があります。

ここで、今一度大学との関係を考えて下さい。私は、大学側は企業側に歩みよる姿勢も体制も整い始め、今は逆に企業側の姿勢に問題があると感じています。

何故に、自前主義にこだわるのか、何故にもっと積極的に大学のシーズを活用すべき行動を起こさないのか。

「当社は大学との交流も盛んですよ。」という企業でも、大学に足を運んでいるのは、研究現場の研究者ではないでしょうか。研究現場の研究者は、自分の研究にプラスになる知識は積極的に導入しようと試みるでしょう。でも、自分の立場を脅かすような、そんなシーズを導入することを考えるはずがありません。大学のシーズを導入することで、自らの研究の場をなくすことなど誰もしません。

「当社は、大学と包括的な提携を結んで、総合的に取り組んでいます。」というケースも耳にしますが、本当に、大学に足を運んで自社内で活用できるシーズを誰かが探しているのでしょうか。企業側には、大学におけるシーズ技術を発掘できる目利きがないという声も聞きますが、企業にとって重要なことは、大学シーズによるプロジェクトを立ち上げることができる権限を持った組織を設置することです。是非とも、他社に先駆けて大学シーズを活用した成功事例に組織として取り組んで頂きたいと望む限りです。

一方、現在は大学発ベンチャーが盛んです。でも、考えてみて下さい。すばらしいシーズを生み出した研究者が必ずしも経営力を持っている訳

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ではありません。一部では、経済学部その他の大学の知財をフルに使おうとしている大学もありますが、事業経験の少ない人たちが集まって短期間に事業を成功させることは困難でしょう。

企業の経営力、ブランド力、販売力、資金力、そして組織力、これらの力を大学発ベンチャーに提供できれば、我が国の産業に貢献する製品は、数多く出現することでしょう。企業の中に取り込むか、別組織のベンチャーとして支援するかは、いろいろな状況判断があるでしょうが、いずれにしても、企業の経営力、ブランド力、販売力、資金力、及び組織力を自前主義の中で衰退させることなく、有効に活用すべく、新たな動きを起こして欲しいと思っています。

7. 2 知的創造教育の実現

思うに、研究開発や商品開発に長年携わってきた人たちは、創造活動を自ら実践してきた者であり、このような創造活動を実践してきた者こそが、創造性を産み出す「すべ」「きっかけ」に気がついているはずだと考えています。

「歴史」は「将来」のための参考事例ですし、「遺跡」は「歴史」の証拠物件です。「技術・商品の歴史」を「実践者」に解説してもらい、「特許情報」を証拠物件とすることで、「創造活動の歴史」を語るはずでしょう。実践者から直接話を聞き、また「創造活動の歴史」を聞けば、何気なく使っていた「これ」は、このような状況で生まれてきたものだと、考える「力」になるのではないのでしょうか。

話を聞いた若者たちにとって、身近な一つ一つの商品を、手にとって何でこんな形状にしたんだろう…とか、もっとこんな形状にしたらこんな便利さも生じるだろうなあ…と、普段の生活において「創造性」を働かせてくれるきっかけになるのではないのでしょうか。

「俺は大した成果を出していない。失敗ばかりだった」という人…「悲惨な戦争」という歴

史があるからこそ、「戦争」を避けるべきとの考えが生まれるのではないのでしょうか。「大した成果」でなくても、ちょっとした「成果」がどのようなタイミングで、どのような状況で生まれたのかを知ることができれば、「大きな成果」を産み出す「考え方」を知ることになるのではないのでしょうか。

私は、知財実務経験者が大学の場に戻ることで、このような「知的創造教育」にも貢献できるはずと考えています。

これから、日本を支えていく、学生に対しても、今までの知識経験を伝えることで、高齢化社会といえども、熟年者の知識経験と若者の創造力によって、明るい未来を築きあげることができるのではないかと考えています。

8. 最後 に

現在、国をあげて「知財立国」を目指す中で、その実現のためには産学官の一体的な推進が必要です。とりわけ、産学の連携を早く強くすることは、産学いずれにもメリットがあります。幸いにも、米国の影響を受けた我が国企業には、現在既に数十年の実績を持ち、引退を控えた知財実務経験者が数多くいます。このような知財実務経験者が大学という新たな場で活躍することが、大学における知財能力を短期間で高めることができるだけでなく、人的ネットワークという最も強力な絆で産学連携を深めることができるはずです。そして、産学連携は、大学にとっては知財教育という形でもプラスになるでしょうし、企業にとっては技術面だけでなく人材面においてもプラスになるはずです。企業における「知識と経験」そのものが我が国の誇れる知財であり、人に蓄積された知財が有効に活用されることが、「知財立国」実現には欠かせないことなのです。

(原稿受領日 2005年1月13日)